

令和7年分所得税等確定申告(資産税担当職員在庁日)

税務署名	2月16日(月)	2月17日(火)	2月18日(水)	2月19日(木)	2月20日(金)	2月21日(土)	2月22日(日)	2月23日(月)	2月24日(火)	2月25日(水)	2月26日(木)	2月27日(金)	2月28日(土)	3月1日(日)	3月2日(月)	3月3日(火)	3月4日(水)	3月5日(木)	3月6日(金)	3月7日(土)	3月8日(日)	3月9日(月)	3月10日(火)	3月11日(水)	3月12日(木)	3月13日(金)	3月14日(土)	3月15日(日)	3月16日(月)
知覧	●	●							●							●							●						●

注1 「●」の表示がある日については、「資産税担当職員」が在庁しております。

注2 「資産税担当職員」は、譲渡所得及び山林所得に係る所得税等並びに贈与税に係る申告相談を担当しております。

《確定申告会場での相談を希望される方へ》

確定申告会場では原則としてご自身のスマホを利用した申告をご案内しております。

また、確定申告会場に来場してのご相談を希望される際は、LINEによる「オンライン事前予約」をお願いいたします。

※確定申告会場において当日受付も行っておりますが、当日の相談枠に限りがあります。

状況により、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

- e-Taxに必要なもの

- ### ①マイナンバーカード読取対応のスマホ

- ②マイナンバーカード(次のパスワードも必要です)



- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）



《自宅等からのスマホ申告(e-Tax)について》

確定申告期の税務署は大変混雑します。

スマホとマイナンバーカードがあれば、「いつでも、どこでも、初めてでも」国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから、所得税や贈与税の申告書等の作成・送信が可能です。

書かない! 確定申告

マイナンバーカードで 自宅からe-Tax



自宅から
確定申告



24時間
受付可能



受信機器から
マイナンバーカードで

すでに
約 **4人** 中 **3人** が
e-Taxで
申告しています!!



自宅から
確定申告



24時間
受付可能



受信機器から
マイナンバーカードで

マイナンバーカードの活用が定着しています



銀行振込
振込不要



早期申告
決定申告(確定申告)

一歩一歩簡単操作で
マイナンバーカードに定着していきましょう



スマホでも
できちゃう!!

✓ 確定申告書等作成コーナー
なら金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!

✓ マイナンバー Portal 連携で
給付、ふるさと納税、医療費等が
自動入力できる!

※ご利用には事務手続きが必要です





作コーナ

マイナンバーカード
連携で簡単操作



マイナンバーカード
連携で簡単操作

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

e-Taxに必要なもの

- マイナンバーカード^{※1}
- マイナンバーカードが読めるスマホ^{※2}（又はにカードリーダー）
- マイナンバーカードのパスワード^{※3}

① 利用登録用電子証明書の（スキャン）
（写真4枚）

② 署名用電子証明書の（スキャン）
（写真5枚～6文字まで）



※1 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限に注意ください

有効期間を過ぎた場合、e-Tax手続きの利用ができません。特に、決定申告後は、更新通知（市区町村）の通知が予定されましたので、お早めに更新手続きをお願いします。

※ 追加利用や更新手続きの際は、[マイナンバーカードの活用方法](#)をご確認ください。



※2 スマートフォンでマイナンバーカードの利用で保証時を手順いず！

- マイナンバーカードをスマホで読み取なくても、申告書が「tax」で送信できます！
- 申告書の利用用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能を利用できます！

（※機種の互換性により異なります。）

※1・※2は、マイナンバーカードからスマフォのマイナンバーカードを読み取り、写真が撮れます。



※3 必要事項を入力後、画面右下の「保存」を押す

申告に困ったときは

- 動画で見る確定申告
確定申告書作成コーナーの動画を視聴して疑問点を解消しよう
- よくある質問とよくある間違い
メニューのよくあること／よくある間違いをご覧ください




※1・※2は、マイナンバーカードの読み取りには、マイナンバーカードの読み取り専用端末が必要です。
※3は、マイナンバーカードの読み取り専用のスマートフォンが必要です。詳細については、[マイナンバーカードの活用方法](#)をご覧ください。

R7.8



不動産

を売却した場合の確定申告は

スマホ作成 × e-Tax提出 がおすすめ！

不動産を売却した方へ

不動産の売却で課税所得（利益）がある場合、確定申告が必要です

確定申告特集Ⅲ

確定申告のやり方、確定申告書の作成方法、確定申告書の提出方法

不動産を売却した方へ

不動産を売却した方

売却の所得を算出する方法や確定申告書の作成方法、確定申告書の提出方法、確定申告書の作成方法、確定申告書の提出方法

確定申告（不動産売却所得）の確定申告（利益）

売却した不動産の売却額

確定申告に関する情報は、[確定申告書作成ページ](#)をご覧ください

- パンフレット
- 確定申告書等作成コーナーの入力マニュアル・操作動画
- 確定申告書等の様式 など



こちらからアクセス

申告が必要なのは、スマホから確定申告書等作成コーナーへアクセス

確定申告書の作成がスマホで簡単にできます

- 異形式で入力内容を確認
- 選択可能な特別の目録表示
- 税額まで自動計算



確定申告書等作成コーナー

確定申告書の作成がスマホで簡単にできます

異形式で入力内容を確認

選択可能な特別の目録表示

税額まで自動計算

贈与税

申告書の作成・送信は



スマホ作成 × e-Tax提出 おすすめ!

贈与税の申告をされる方へ

確定申告特集Ⅲ

「確定申告」のやり方・確定申告の特典・確定申告書の書き方

贈与税の申告をされる方へ

個人から財産をもらったときは、贈与税の申告対象となります。

贈与の申告方法は、「贈与税課税」と「相続税併課課税」の2つがあり、一定の要件を満たす場合に「相続税併課課税」となります。

詳しくは、以下のページからご確認ください。

[「自分の申告方法を確認しよう」](#)
PDF/258KB

贈与税の申告に関する情報は、**確定申告書特集ページ**をご覧ください。

- ✓ ファイルット
- ✓ 確定申告書作成コーナーの入力マニュアル・操作動画
- ✓ 贈与税の申告書等の様式 など



[こちらからアクセス](#)

※ 確定申告のやり方・確定申告の特典・確定申告書の書き方

スマホで贈与税の申告ができます



贈与の申告書作成は
コーナーから入力

画面の案内に沿って
金額等を入力して作成できるので
計算誤りなく申告可能

- ① 次の内容で申告される方は
特におすすめです

簡単

簡単
年課税
住宅取得等資金の非課税

※ 相続税併課課税と非課税の申告を併せて申告する場合は
e-Taxでは申告できません

○ LINEによる「オンライン事前予約」の方法

- ### ① 国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

※友だち追加はこちらから



- ② 「メインメニュー」タブの「確定申告相談の申込(個人の方)」を選択し、

税務署や来署希望日時を選択



- ③ 内容を確認して、「申込」をタップすれば完了
入場時に申込完了画面を提示してください
なお、国税庁LINE公式アカウントでは、事前に
設定した項目に応じた情報配信を行っており
ます

The diagram shows a main menu with the following options:

- メインメニュー** (Main Menu)
- トピック** (Topic)
- 利用者別情報** (User-specific Information)
- 受信設定** (Reception Settings)

The main menu is divided into six categories:

- 確定申告の準備 (マイナポータル連携)** (Preparation for tax return (My Number Portal linkage))
- 確定申告書の作成 (個人の方)** (Creation of tax return (Individuals))
- 申請・届出 納付・納税証明** (Application/Notification, Payment/Tax Payment Proof)
- 確定申告特集** (Tax Return Special Feature)
- よくある税の疑問** (Common tax questions)
- チャットボットに相談** (Consult with chatbot)
- 電話で相談** (Consult by phone)
- 確定申告相談の申込 (個人の方)** (Application for tax return consultation (Individuals))